

工事業者

①一時使用許可申請

【必要書類】

- 1) 霊園一時使用許可申請書
※別紙(1)第7号様式(第11条第1項)
- 2) 一般墓地内工事施工届
※別紙(2)第10号様式(第11条第5項)
- 3) 一般墓地使用許可証の写し
※別紙(3)第2号様式(第3条)(参考)
- 4) 設計図面

【期限】

工事開始10日前迄

③一時使用料納付

一時使用許可証受取

- 1) 一時使用料1,000円の支払い[指定管理者へ]
- 2) 支払いの後、②③霊園一時使用許可証受取

④工事開始

- 1) 工事期間中は工事開始前、開始後に一時使用許可証を管理事務所に提示し受付。
※一時使用許可証は工事中所持or掲示

⑤工事完了

【必要書類】

- 1) 終了届一般墓地内工事終了届
※別紙(7)第11号様式(第11条第6項)
- 2) 霊園一時使用許可証
- 3) 施工状況が確認できる写真
- 4) 設計に変更が生じた場合は、変更後の図面

【期限】

工事完了後7日以内

指定管理者

②一時使用許可証発行

- 1) 設計図面が規則に沿っているか確認
※別紙(4)木更津霊園の設置及び管理に関する条例(抜粋)
- 2) 霊園一時使用許可・不許可通知書発行
※別紙(5)第8号様式(第11条第2項)
- 3) 霊園一時使用許可証発行
※別紙(6)第9号様式(第11条第3項)
- 4) 許可証発行の旨工事業者へ連絡

⑥施工状況確認

⑦一時使用料納付

- 1) 手数料を毎月末に千葉銀へ納入
※納入時に現金等払込書兼領収書を添付(別紙(8))
- 2) 一時使用許可申請件数は毎月の報告書にて記載のこと

木更津市

⑧収入金確認

- 1) 入金額を⑦2)の報告書(申請件数)と照合・確認

別紙(1)第7号様式(第11条第1項)

霊園一時使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

工事施工者 住 所

氏 名

印

電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第20条第1項の規定による霊園の一時使用の許可を受けたいので申請します。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地	
使用場所(面積)	第 区 側 号 (平方メートル)	
使用目的	1 一般墓地に墓碑等の建設を行うため 2 一般墓地の墓碑等の撤去を行うため	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
工事概要	1 墓碑の高さ	メートル
	2 盛土の高さ	メートル
	3 囲障の高さ	メートル
	4 樹木の高さ及び本数	メートル (本)
	5 墓誌	メートル
	6 灯籠	メートル
	7 塔婆立	メートル
	8 その他	
備考		

別紙(2)第10号様式(第11条第5項)

一般墓地内工事施工届

年 月 日

指定管理者 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

印

工事施工者 住 所

氏 名

電話番号

印

年 月 日第 号により霊園の一時使用の許可を受けましたので、木更津市
霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地
使用場所	第 区 側 号
施工開始日	年 月 日

注 工事を施工しようとする日の前日までに届け出てください。

別紙(3)第2号様式(第3条)(参考)

一般墓地使用許可証

木更津市指令第 号
年 月 日

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり一般墓地の使用を許可します。

使用 者	住 所			
	氏 名			
一般墓地の 種 類	普通墓地 ・ 芝生墓地			
使用 場 所	第 区 側 号			
面 積	平方メートル			
使 用 料	円	納付年月日	年 月 日	
備 考				

木更津市長

〔注 意 事 項〕

- 1 一般墓地の利用者は、墓碑等の建設又は撤去をしようとする場合は、霊園一時使用許可申請書に本許可証並びに設計図面を添えて市長に申請してください。
- 2 条例及び規則によって申請し、又は届け出る場合は、本許可証を市長に提示し、又は提出し、所要事項の記載を受けてください。
- 3 普通墓地の使用許可を受けたときは、速やかに使用場所の境界に石又はコンクリート、その他で囲障を設け、区画を明確にしてください。
- 4 芝生墓地の使用許可を受けたときは、納骨施設（カロート及びカロートの蓋を含む。）の原状を変更したり、墓碑、台石、拝石、香立て及び花立て以外は設置しないでください。
- 5 常に使用場所を清掃し、一般墓地内の墓碑や樹木等の転倒その他の危険に留意し、他人に迷惑をおよぼすことのないようにしてください。
- 6 次の場合は、速やかに許可証の交付、書替又は再交付を受けてください。
 - (1) 使用権の承継をするとき。
 - (2) 住所、氏名を変更したとき。
 - (3) 本許可証を滅失し、汚損し又は破損したとき。
- 7 利用者は、一般墓地を使用しなくなったときは、一般墓地返還届に本許可証を添えて市長に提出してください。
- 8 条例及び規則を守り、市長の指示に従ってください。

別紙(4)木更津霊園の設置及び管理に関する条例施工規則(抜粋)

(普通墓地の設備)

第6条 普通墓地の使用許可を受けた者は、使用場所の区画を明らかにするため囲障を設けなければならない。

2 普通墓地の使用許可を受けた者は、使用場所に墓碑等を設ける場合は、次に掲げる基準によらなければならない。ただし、市長の許可を受けて既設の墓碑、囲障等に移設する場合は、この限りでない。

(1) 墓碑及びこれに類する設備の高さは、3メートル以内とする。

(2) 盛土の高さは、0.35メートル以内とする。

(3) 囲障の高さは、0.9メートル以内とし、周囲の土留工事等は、石又はコンクリートその他これに類する材料を用い、崩壊しないよう施工しなければならない。

(4) 樹木の高さは、3メートル以内とし、他の一般墓地又は通路に枝が出ないものとする。

3 前項各号に規定する高さは、地盤面から設備の最高部までとする。

条履歴

(芝生墓地の設備)

第7条 芝生墓地の使用許可を受けた者は、使用場所に墓碑等を設ける場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 納骨施設(カロート及びカロートの蓋を含む。)の原状を変更してはならない。

(2) 台石の上に付設する墓碑は1基とし、その高さは0.65メートル以内とする。

(3) 台石及び拝石の高さは0.15メートル以内とする。

(4) 墓碑、台石及び拝石の大きさは納骨施設の範囲とする。

(5) 香立て及び花立ては1基又は1対とし、台石又は拝石の上に置かなければならない。

(6) 墓碑、台石、拝石、香立て及び花立て以外の設置は、一切してはならない。

2 前項第2号及び第3号に規定する高さは、納骨施設の表面から設備の最高部までとする。

別紙(5)第8号様式(第11条第2項)

霊園一時使用許可・不許可通知書

第 号

年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けで申請のあった霊園の一時使用については、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第2項の規定により、次のとおり許可・不許可としたので通知します。

1 許可

霊園の一時使用の許可の内容 霊園一時使用許可証に記載の通り

2 不許可

理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別紙(6)第9号様式(第11条第3項)

霊園一時使用許可証

許可番号	第 号		
申請者	住所		
	氏名		
工事施工者	住所		
	氏名		
一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地		
使用場所	第	区	側 号
使用目的			
使用期間	年	月	日から 年 月 日まで 日間
一時使用料	円	納付年月日	年 月 日
<p>木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第20条第1項の規定により、上記のとおり霊園の一時使用を許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定管理者</p>			
<p>〔注 意 事 項〕</p>			
<p>1 霊園の使用にあたっては、条例及び規則を守り、市長の指示に従ってください。</p> <p>2 本証は、一般墓地内工事終了届の届け出の際に添付してください。</p> <p>3 次に掲げる場合には、必ず本証を提示し、又は掲示して下さい。</p> <p>(1) 職員等からの求めがあったとき。</p> <p>(2) 霊園への入退園のとき。(霊園管理事務所)</p> <p>(3) 工事を行っているとき。(工事車輛のダッシュボード等、見やすい箇所)</p>			

別紙(7)第11号様式(第11条第6項)

一般墓地内工事終了届

年 月 日

指定管理者 様

届出者 住 所

氏 名 印

電話番号

工事施工者 住 所

氏 名 印

電話番号

年 月 日に一般墓地内工事を終了したので、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地	
使用場所(面積)	第 区 側 号 (平方メートル)	
工 事 概 要	1 墓碑の高さ	メートル
	2 盛土の高さ	メートル
	3 囲障の高さ	メートル
	4 樹木の高さ及び本数	メートル (本)
	5 墓誌	メートル
	6 灯籠	メートル
	7 塔婆立	メートル
	8 その他	
工 期	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日	
備 考		

注 工事完了の日から7日以内に届け出てください。

別紙(8)現金等払込書兼領収書

現金等払込書兼領収書		領収済通知書		領収済控	
〒		〒		〒	
様		様		様	
年度	調定番号	年度	調定番号	年度	調定番号
担当課		担当課		担当課	
金額	円	金額	円	金額	円
内容		内容		内容	
会計 歳入番号		会計		会計	
納入期限		款項目節 細々節 歳入番号		款項目節 細々節 歳入番号	
納入場所		調定日		納入期限	
上記のとおり払い込みます。					
領収日付印	年 月 日	領収日付印	上記のとおり領収したので通知します。		
	木更津市長		木更津市会計管理者様		
		木更津市保管用		金融機関保管用	
備考 この様式によりがたいものについては、この様式に準じて作成することができること。					